

# 奈良市公報

号外第12号

令和元年12月条例等

令和2年6月22日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社JITSUGYO

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12	26	28 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課・企業局経営企画課
12	26	29 奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例	人権政策課
12	26	30 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
12	26	31 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保育所・幼稚園課
12	26	32 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	市民課
12	26	33 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
12	26	34 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課・地域教育課
12	26	35 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
12	26	36 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
12	26	37 奈良市消防団条例の一部を改正する条例	消防局総務課
12	26	38 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
12	26	39 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12	3	36 奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則	都市政策課
12	3	37 奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則	保健予防課
12	13	38 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則を廃止する規則	国保年金課
12	18	39 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
12	26	40 奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則	地域づくり推進課
12	26	41 奈良市人権文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	人権政策課
12	26	42 奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則	住宅課
12	26	43 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事課

### 告 示

月	日	番号	件名	主管
12	9	378	都市公園の供用開始	公園緑地課
12	18	403	奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示	障がい福祉課
12	23	420	奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	地域教育課
12	24	427	奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱	介護福祉課
12	26	433	奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
12	26	434	奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
12	26	435	奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
12	26	436	奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱の一部を改正する告示	地域づくり推進課
12	26	437	奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱を廃止する告示	地域づくり推進課
12	26	438	奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱の一部を改正する告示	地域づくり推進課

### 公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
12	2	8	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課
12	12	9	奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程	給排水課
12	26	10	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課

### 教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
12	27	15	奈良市立学校特認校制度に関する要綱	学校教育課

### 農 業 委 員 会

月	日	番号	件名
12	25	11	奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示
12	25	12	奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する告示
12	25	13	奈良市農業委員の選任に関する規程の一部を改正する告示
12	25	14	奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する告示

## 条 例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第28号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは失職し」を削る。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第24条第1項及び第4項、第24条の2第2号(新条例第25条第5項及び第28条第6項において準用する場合を含む。)、第25条第1項及び第2項第1号並びに第28条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第29号

奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例  
奈良市人権文化センター条例(平成14年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、同様とする」を「同様とする」に改める。

第5条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第9条第1項中「利用」を「使用」に、「き損」を「毀損」に改める。

第11条中「利用」を「使用」に改め、同条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者)

第12条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンター(奈良市北人権文化センターに限る。以下この条から第12条の4までにおいて同じ。)の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

(開館時間)

第12条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要がある

と認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条の4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の適用)

第12条の5 指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し	許可	承認
第4条	市長	指定管理者
	許可	承認
第5条の見出し	不許可	不承認
第5条	市長	指定管理者
	許可	承認
第6条の見出し	許可	承認
第6条第1項	市長	指定管理者
	許可	承認
第6条第2項	許可	承認
	市	市長及び指定管理者
第8条並びに第11条第3号及び第4号	許可	承認
第12条	市長	指定管理者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市北人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、指定管理者が行った奈良市北人権文化センターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第30号**

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「、第15条第1項において」の次に「読み替えて」を加え、「イからクまで」を削る。

第15条第1項の表第33条第8号アの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(」に、「準耐火建築物(」を「準耐火建築物をいい、」に、「除く。)」を「除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」に改め、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

附則第3条中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第31号**

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第33条第8号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。)」を加え、「同条第9号の3」を「準耐火建築物(同条第9号の3)に、「(同号ロ)を「をいい、同号ロ)に、「除く。)」を「除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第32号**

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和元年12月26日揭示済）

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第33号**

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

前文中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第1条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第2条第2号中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

第3条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2号及び第3号並びに第5条から第7条までの規定中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（地域自治協議会の役割）

第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。

第9条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第10条第1項中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改め、同条第2項中「学校」の次に「、地域自治協議会」を加える。

第11条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第13条中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号及び第2号中「及び事業者」を「、事業者及び地域自治協議会」に改める。

第14条第1項から第3項までの規定中「及び学校」を「、学校及び地域自治協議会」に改める。

第17条中「市民公益活動団体」の次に「及び地域自治協議会」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第2条第8号の認定に相当する認定を受けて設置されている組織は、同号の認定を受けて設置されている地域自治協議会とみなす。

（令和元年12月26日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第34号**

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町291番地の3
---------------	---------------

別表奈良市東里地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市佐保地域ふれあい会館	和室1	200
	和室2	200
	和室3	460
	会議室A	810
	会議室B	560

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（奈良市公民館条例の一部改正）

2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表若草公民館佐保分館の項を削る。

（令和元年12月26日揭示済）

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第35号**

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2プールの部中「屋外プール」を「奈良市青山プール」に改める。

別表第5屋外プールの部中「屋外プール」を「奈良市青山プール」に改め、同部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する65歳以上の者	円 150	円 200
	上記以外の者	300	400

別表第5奈良市ならやま屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき	円 300
		回数券(11回分)	3,000
	上記以外の者	1回につき	600
		回数券(11回分)	6,000

別表第5奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の款大人の項を次のように改める。

大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき	円 300
		回数券(11回分)	3,000
	上記以外の者	1回につき	600
		回数券(11回分)	6,000

別表第5奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの部個人使用（1人当たり）の款小人の項中「400」を「300」に、「4,000」を「3,000」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条例別表第5の回数券は、当分の間、使用することができる。
- この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第36号**

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「若しくは水道料金」を「水道料金」に、「について未納の額」を「その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第14条に次の1項を加える。

3 前条の連帯保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、前条の規定により市営住宅入居申請を提出した日が属する年度の第17条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の1年分に相当する額とする。

第19条第1項中「（次条第3号及び第4号に掲げる費用を除く。）は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第33条第1項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

第38条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第38条の4の3第5項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第47条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に係る利率については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第38条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第37号**

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,000人」を「1,030人」に改める。

第5条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

（休団）

第5条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって、団長にあっては市長、団長以外の団員にあっては団長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 休団中の団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。

4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団中の団員については、第7条第2項第1号、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

第7条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第2号中「第3号」を「第2号」に改める。

第9条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第13条第2項中「就いたとき」の次に「（休団中の団員が復帰したときを含む。）」を、「離れたとき」の次に「（休団をしたときを含む。）」を加え、同条第4項に次のただし書を加える。

ただし、休団中の機能別団員の報酬は、支給しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定（第5条の改正規定に係る部分に限る。）、第7条の改正規定並びに第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

2 奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）奈良市消防団条例（平成12年奈良市条例第20号）

第5条の2の規定により休団をしたとき。

（令和元年12月26日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（教育長の給与に関する条例の一部改正）

第5条 教育長の給与に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第8条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

（奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正）

第9条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第10条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定(以下「改正後の議員条例の規定」という。)、第3条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定(以下「改正後の特別職条例の規定」という。)、第5条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定(以下「改正後の教育長条例の規定」という。)、第7条の規定による改正後の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定(以下「改正後の監査委員条例の規定」という。)及び第9条の規定による改正後の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定(以下「改正後の公営企業管理者条例の規定」という。)は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定、

第5条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定又は第9条の規定による改正前の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定による給与の内払とみなす。  
(令和元年12月26日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市条例第39号**

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	

	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			

再任職員以外の職員

82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第1項の表の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第25条第2項第1号の規定及び改正後の任期付職員条例第6条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成29年改正条例」という。）附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。  
(委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和元年12月26日揭示済)

## 規 則

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第36号

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則  
奈良市地域公共交通会議規則（平成29年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号に加える。

(8) 学識経験を有する者

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号に加える。

(3) 鉄道事業者（旅客の運送を行う者に限る。）の代表者  
第4条第1項中「招集し、会長が議長となる」を「招集する」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 会議に議長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和元年12月3日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月3日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第37号

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成26年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式を次のように改める。





世帯調査

(備考)

○受診者を除く住民票上の世帯全員について記載してください。  
※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記入してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との続柄	住民票が別の場合○	加入医療保険種別 (被保険者・被扶養者の別)
1	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
2	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
3	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者)
4	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
5	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者)
6	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者・被扶養者)
7	.	.		協会健保・健保組合・共済・国民 国民退職・後期高齢・国民組合 その他・生保 (被保険者)

○医療保険証のコピーを提出していただく方

保険種別	医療保険証のコピーを提出していただく方
国民健康保険 (退職・国民退職を含む。) 国民健康保険組合	同じ国民健康保険に加入している方全員分 ※同一市町村の国民健康保険は、同じ国民健康保険です。
被用者保険 (協会健保・健保組合・共済等)	受診者が被保険者本人の場合 受診者以外が被保険者となつてい る場合(受診者が被扶養者「家族」) ※以下の場合、市民税(市)課税証明書の添付が必要で 被用者保険の被保険者が非職保の場合：被保険者の分 国民健康保険組合の場合：同じ国民健康保険組合に加入している方全員分

○申請者(保護者)と窓口申請に来る方が異なる場合は、記入してください。

**委任欄**

委任者(申請者) 氏名 印  
(自署又は記名押印)

代理人(窓口に来る方)  
住所 氏名 印  
(自署又は記名押印)

私は下記の者を代理人として、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に関する権限を委任します。

代理人(窓口に来る方)

○個人番号記載欄

1. 受給者

ふりがな	生年月日	年	月	日
受給者氏名				
個人番号				

2. 申請者(保護者)

ふりがな	受給者との続柄
保護者氏名	
個人番号	

3. 支給認定基準世帯員(受給者と同じ医療保険に加入する方で、記入が必要な方)

※国民健康保険組合の場合：受給者、申請者を除く加入者全員分を記入  
※国民健康保険の場合：被保険者分(申請者が被保険者の場合は以下の記入は、不要)を記入

ふりがな	受給者との続柄
世帯員氏名	
個人番号	
ふりがな	
世帯員氏名	
個人番号	
ふりがな	
世帯員氏名	
個人番号	
ふりがな	
世帯員氏名	
個人番号	
ふりがな	
世帯員氏名	
個人番号	

※窓口確認欄

【番号簿照会】※いずれか1点  
 個人番号カード  
 通知カード  
 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書  
 その他 ( )

【身元簿照会】※いずれか1点  
 個人番号カード  
 運転免許証  
 運転経歴証明書  
 在留カード  
 特別永住者証明書  
 官公署等が発行する証明書(写真あり) ( )  
 ①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの

※以下の書類は2点以上  
 被保険者証  
 児童扶養手当証書  
 特別児童扶養手当証書  
 官公署等が発行する証明書(写真なし) ( )  
 ①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの  
 住民票  
 その他 ( )

別記第5号様式中

①から③までのいずれかを記載 (※)	①	専門医の名称	専門医の認定機関(学会)	専門医の有効期間	年月日まで
	②	研修の名称		研修了日	年月日
	③	小児慢性特定疾病診断等の経験	有・無	小児慢性特定疾病名(1疾病)	

※ 上記の①～③の欄は、①専門医要件で申請を希望する場合に記載。②研修修了要件で申請を希望する場合に記載。③経過措置による申請を希望する場合に記載してください。

を

①又は②のいずれかを記載 (※)	①	専門医の名称	専門医の認定機関(学会)	専門医の有効期間	年月日まで
	②	研修の名称		研修了日	年月日

※ 上記の①又は②の欄は、①専門医要件で申請を希望する場合に記載。②研修修了要件で申請を希望する場合に記載。

に、「写し」を「コピー」に、

○表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。」

○表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。(奈良市に所在する医療機関に限る。) に改める。」

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(令和元年12月3日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第38号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則を廃止する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則(平成元年奈良市規則第43号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年12月13日揭示済)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第39号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

る条例施行規則(昭和43年奈良市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第27条の次に次の1条を加える。

(平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)

第28条 平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業(以下この項において「補償等」という。)のうち、平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額(条例の規定による年金たる補償並びに第17条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金(以下この項において「年金たる補償等」という。)にあつては、条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第40条第3項に規定する支払期月(同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。)にそれぞれ支払われた額の合計額)は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。

- 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額)
- 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額(年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額)
- 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額  
ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第2号の支払期月にそれぞれ支払わ

れた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として市長が定める率を乗じて得た額の合計額

イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として市長が定める率を乗じて得た額

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。

別表第1第4項第3号中「うるし」を「漆、テレピン油」に改め、同表第7項第12号中「(11)」を「(15)」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- (12) 1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- (13) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別記第4号様式の3中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月」を「 年 月」に改める。

別記第5号様式の2中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第5号様式の3中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記第6号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月」を「 年 月」に改める。

別記第8号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記第9号様式及び別記第11号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第15号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記第16号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「昭和 年 月」を「 年 月」に、「昭和 年 月分」を「 年 月分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第28条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年12月18日揭示済)

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第40号

奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の2第3項の規定に基づき、地域自治協議会（以下「協議会」という。）の設置、認定及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の認定要件)

第2条 条例第2条第8号の規定による認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、市に届出済の自治会の半数以上及び地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- (3) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。
- (4) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。
- (5) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画（以下「地域自治計画」という。）が策定されていること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

(認定の申請)

第3条 協議会の認定を受けようとする団体の代表者（以下この条及び第5条において「代表者」という。）は、奈良市地域自治協議会認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を記載した規約

- ア 名称
- イ 設立の目的
- ウ 事務所の所在地
- エ 活動の内容
- オ 区域
- カ 構成員に関する事項
- キ 代表者、役員等の職務、任期及び選出方法に関する

る事項

- ク 議決機関及び執行機関に関する事項
- ケ 地域自治計画に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 監査に関する事項
- シ 規約の変更に関する事項
- ス その他活動の実施に必要な事項

(2) 認定の申請をすることについて団体の総会で議決したことを証する書類

(3) 協議会の役員の名及び参加団体の名称を記載したものの

(4) 暴力団排除に関する誓約書(別記第2号様式)

(5) 組織図

(6) 地域自治計画

(7) 区域を示す図面

(8) 当該年度の事業計画及び予算書

(9) その他市長が必要と認める書類

(協議会認定への支援)

第4条 市長は、協議会の設立に係る活動に要する経費について、必要な支援を行うことができる。

2 市長は、協議会を設立しようとする者又は前条の規定による申請をしようとする者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

(認定等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定するときは奈良市地域自治協議会認定通知書(別記第3号様式)により、認定しないときは奈良市地域自治協議会不認定通知書(別記第4号様式)により代表者に通知するものとする。

(組織及び運営)

第6条 協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。

(2) 協議会の会議が原則として公開されていること。

(3) より効果的な取組の実現のために、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に行うこと。

(市の責務)

第7条 市は、第5条の規定により認定を受けた協議会に対し、次に掲げる支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 協議会並びに市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の十分な連携及び協働が図られるよう調整に努めること。

(2) 協議会から意見若しくは要望の提出又は施策の提案があったときは、十分な検討を行い、必要に応じて市の施策に反映させること。

(3) 協議会に関し必要な情報の提供を行うこと。

(変更の届出)

第8条 協議会の代表者(以下「代表者」という。)は、

第3条の申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに奈良市地域自治協議会変更届出書(別記第5号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微と認める変更については、この限りでない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

ただし、認定を受けた後に地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会又は自主防災防犯組織が解散し、協議会がその機能を引き継いだ場合は、この限りでない。

(2) 協議会としての活動実態がなく、再開の見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 運営に関し不正な行為があったと認められるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奈良市地域自治協議会認定取消通知書(別記第6号様式)により代表者に通知するものとする。

(解散に伴う届出)

第10条 代表者は、協議会を解散しようとするときは、解散する日の30日前までに奈良市地域自治協議会解散届出書(別記第7号様式)により市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第5条に規定する認定に相当する認定を受けている団体は、この規則の施行の日において、第5条の規定による認定を受けた協議会とみなす。

第2号様式 (第3条関係)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

年 月 日

奈良市地域自治協議会認定申請書

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

団体の名称

代表者の氏名

㊦

地域自治協議会の認定を受けたいので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 団体の設立年月日

2 添付書類

- (1) 規約
- (2) 認定の申請をすることについて団体の総会で議決したことを証する書類
- (3) 協議会の役員の氏名及び参加団体の名称を記載したもの
- (4) 暴力団排除に関する誓約書 (別記第2号様式)
- (5) 組織図
- (6) 地域自治計画
- (7) 区域を示す図面
- (8) 当該年度の事業計画及び予算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、奈良県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を奈良市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団 (奈良市暴力団排除条例 (平成24年奈良市条例第24号) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員 (奈良市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

第3号様式（第5条関係）

奈良市地域自治協議会認定通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり認定したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第5条の規定により通知します。

1 地域自治協議会の名称

2 認定年月日 年 月 日

第4号様式（第5条関係）

奈良市地域自治協議会不認定通知書

年 月 日

様

奈良市長



年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次の理由により認定できないので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第5条の規定により通知します。

(理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式（第8条関係）

奈良市地域自治協議会変更届出書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

届出者 住 所

団体の名称

代表者の氏名

地域自治協議会の認定に係る事項を変更したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定の内容	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

(注) 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

第6号様式（第9条関係）

奈良市地域自治協議会認定取消通知書

様

年 月 日

奈良市長 

年 月 日付けで通知の地域自治協議会の認定については、次のとおり取り消したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

- 1 地域自治協議会の名称
- 2 認定を取り消した年月日
- 3 取消しの理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式(第10条関係)

奈良市地域自治協議会解散届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

団体の名称

代表者の氏名

印

地域自治協議会を解散したので、奈良市地域自治協議会の設置及び運営等に関する規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地域自治協議会の名称

2 解散年月日

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市人権文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第41号**

奈良市人権文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市人権文化センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「センター」の次に「(奈良市北人権文化センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者にセンターの管理に関する事務を行わせるセンターについてのこの規則の適用)

第7条の2 条例第12条の2第1項の規定により指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてこの規則の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条の見出し	許可等	承認等
第3条第1項	の使用許可	の使用承認
	原則として使用期日の3日前	使用前
	人権文化センター使用許可申請書	人権文化センター使用承認申請書
	市長	指定管理者
第3条第2項	許可を	承認を
	人権文化センター使用変更許可申請書	人権文化センター使用変更承認申請書
	市長	指定管理者
第4条の見出し	使用許可書	使用承認書
第4条	市長	指定管理者
	許可し、	承認し、
	許可に	承認に
	許可した	承認した
	人権文化センター使用許可書	人権文化センター使用承認書
	人権文化センター使用変更許可書	人権文化センター使用変更承認書
第5条第1号	許可	承認

別記第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

(宛先) 奈良市長 申請者住所 氏名又は団体名		年	月	日
奈良市 人権文化センター使用変更許可申請書 次のとおり使用変更許可を受けたいので申請します。		午前 午後	時 分から	
使用日時	年	月	日	曜日
変更の理由				
行事の概要				
使用室名				
入場予定人数				
使用設備・備品				
備考				
上記のとおり申請がありましたので許可してよろしいか。 受付者 印				
決 裁 欄			年	月
年	月	日	受付	年
年	月	日	許可	第 号

(注) 奈良市北人権文化センターにあつては、「奈良市長」とあるのは「指定管理者」と、「許可」とあるのは「承認」とする。

別記

第1号様式(第3条関係)

(宛先) 奈良市長 申請者住所 氏名又は団体名		年	月	日
奈良市 人権文化センター使用許可申請書 次のとおり使用許可を受けたいので申請します。		午前 午後	時 分から	
使用日時	年	月	日	曜日
使用目的				
行事の概要				
使用室名				
入場予定人数				
使用設備・備品				
備考				
上記のとおり申請がありましたので許可してよろしいか。 受付者 印				
決 裁 欄			年	月
年	月	日	受付	年
年	月	日	許可	第 号

(注) 奈良市北人権文化センターにあつては、「奈良市長」とあるのは「指定管理者」と、「許可」とあるのは「承認」とする。

第4号様式(第4条関係)

許可第 号	申請者住所 氏名又は団体名 様
奈良市 人権文化センター使用変更許可書	奈良市 人権文化センターの使用につ いては、次のとおり許可します。
年 月 日	年 月 日
奈良市長 印	
使用日時	午前 時から 午後 時 分まで 午前 時から 午後 時 分まで
使用目的	
使用室名	
使用設備・備品	
条 件	

(注) 奈良市北人権文化センターにあつては、「許可」とあるのは「承認」と、「奈良市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第3号様式(第4条関係)

許可第 号	申請者住所 氏名又は団体名 様
奈良市 人権文化センター使用許可書	奈良市 人権文化センターの使用 についで、次のとおり許可します。
年 月 日	年 月 日
奈良市長 印	
使用日時	午前 時から 午後 時 分まで 午前 時から 午後 時 分まで
使用目的	
使用室名	
使用設備・備品	
条 件	

(注) 奈良市北人権文化センターにあつては、「奈良市長」とあるのは「指定管理者」と、「許可」とあるのは「承認」とする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市人権文化センター条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をこ

こに公布する。  
令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第42号**

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則  
(奈良市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

別記第4号様式中

連帯保証人	フリガナ氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係	職 業		
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	
連帯保証人	フリガナ氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係	職 業		
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	

を

連帯保証人	フリガナ氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係	職 業		
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	
	極度額	円		
連帯保証人	フリガナ氏名	実印		年 月 日生
	現住所	電話番号		
	入居者との関係	職 業		
	勤務先	名 称 所在地	電話番号	
	極度額	円		

に改め、「市から請求が

あったときは」の次に「、極度額の範囲内で」を加える。  
(奈良市改良住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市改良住宅条例施行規則(昭和47年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。  
(奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則(平成4年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(令和元年12月26日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第43号**

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則  
給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)

の一部を次のように改正する。

第36条中「100分の185以下」を「100分の195以下」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の給料等の支給に関する規則第36条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月26日揭示済)

## 告 示

### 奈良市告示第378号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和元年12月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供用開始日
高畑町街区公園	奈良市高畑町181番42	別紙図面のとおり (別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	令和元年12月9日

(令和元年12月9日揭示済)

### 奈良市告示第403号

奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市日中一時支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第27条第1項第13号」を「第27条第1項第12号」に改める。

第8条中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。

第14条第2項中「奈良市日中一時支援事業所指定申請書」を「奈良市日中一時支援事業所指定（更新）申請書」に改め、同条第4項中「奈良市日中一時支援事業所変更承認申請書」を「奈良市日中一時支援事業所変更届出書」に、「により、市長に提出し承認を受けなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同条第5項中「奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届」を「奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届出書」に改める。

別記第2号様式中「奈良市日中一時支援事業所指定申請書」を「奈良市日中一時支援事業所指定（更新）申請書」に、「指定を受けたいので」を「指定（更新）を受けたい

ので」に、

「電話・FAX番号 TEL FAX」を

「電話・FAX番号 TEL FAX  
メールアドレス」に

改める。

別記第4号様式中「奈良市日中一時支援事業所変更承認申請書」を「奈良市日中一時支援事業所変更届出書」に、「申請します」を「届け出ます」に、

「名 称」を

「事業所番号  
名 称」に

改める。

別記第5号様式中「奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届」を「奈良市日中一時支援事業所廃止（休止・再開）届出書」に、

「名 称」を

「事業所番号  
名 称」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年12月18日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市日中一時支援実施要綱別記第2号様式、第4号様式及び第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。  
(令和元年12月18日揭示済)

### 奈良市告示第420号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「2,238,000円」を「2,305,000円」に、「4,306,000円」を「4,484,000円」に、「53,000円」を「60,000円」に改め、同表開所日数加算額の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表長時間開所加算額の項中「378,000円」を「392,000円」に、「170,000円」を「176,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和元年12月23日から施行する。  
(適用区分)
- この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。  
(令和元年12月23日揭示済)

**奈良市告示第427号**

奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年12月24日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業  
補助金交付要綱

(目的)

第1条 大規模停電時に医療的配慮が必要な高齢者施設等の入所者等の安全を確保するために、当該施設等において実施する非常用自家発電設備の整備に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢者施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)
- 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)
- 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)
- 介護医療院(法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)
- 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に高齢者施設等を有し、及び運営する事業者であって、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)に規定する高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業の対象となる事業とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- 土地の買収又は整地に要する費用
- 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等(事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費(備品設置に伴う工事請負費及び運搬費を含む。))を含む。)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)とする。ただし、他の負担金又は補助金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に2分の1を乗じて得た額とし、1事業所につき459万円を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 申請額算出内訳書(別記第1号様式)
- 事業計画書(別記第2号様式)
- 誓約書(別記第3号様式)
- 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の要件)

第8条 この要綱による補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付することがあること。
- 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契

約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

- (4) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けないこと。
- (5) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しないこと。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告すること。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠

書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

- (8) 事業者が、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(完了実績報告の添付書類)

第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年12月24日から施行する。

別記  
第1号様式（第7条関係）

申請額算出内訳書

総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D=A-C	補助金の額 E
-----------	----------------------	---------------------	--------------	------------

(注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備事業費の額を記入すること。  
 2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。  
 3 E欄の額は、1事業所当たり459万円を限度とする。

第3号様式 (第7条関係)  
別紙

誓約書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 所在地  
法人名  
代表者名

㊦

は、奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金の交付申請に当たり、非常用自家発電設備整備から処分制限期間（厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（会発第0417001号平成20年4月17日付厚生労働省大臣官房会計課長通知）別添厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2（1）に該当する場合作を除く。）を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称：

イ 運営法人：

ウ 所在地：

エ 定員数：定員 人（ユニット数： ）

(2) 補助対象事業の目的及び効果

ア 目的：

イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係（自己所有・借地）※いづれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係（自己所有・借家）※いづれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者等負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約予定年月日 年 月 日

イ 着工予定年月日 年 月 日

ウ 竣工予定年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果報告書

イ 配置図、平面図（部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したものの）、求積図、面積按分表（複合施設の場合）

ウ 設計図書等

エ 工事費等内訳書

オ 工事工程表（様式自由）

カ 誓約書（別紙）

キ その他市長が必要と認める書類

第4号様式 (第8条関係)

第5号様式 (第9条関係)

精 算 額 算 出 内 訳 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 住 所  
法 人 名  
代表者名

㊦

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

総事業費 A	補助対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D=A-C	補助金の額 E

(単位：円)

(注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備費の額を記入すること。  
2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額を記入すること (1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする)。  
3 E欄の額は、1事業所当たり459万円を限度とする。

事業実績報告書

第6号様式(第9条関係)

- 1 対象施設の概要
  - (1) 施設名称、運営法人、所在地及び定員数
    - ア 名称：
    - イ 運営法人：
    - ウ 所在地：
    - エ 定員数：定員 人(ユニット数： )
  - (2) 補助対象事業の目的及び効果
    - ア 目的：
    - イ 効果：
- 2 事業内容
  - (1) 施設の規模及び構造
    - ア 敷地の所有関係(自己所有・借地) ※いづれかを○で囲んでください。
    - イ 建物の所有関係(自己所有・借家) ※いづれかを○で囲んでください。
    - ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>
  - (2) 財源内訳
 

ア 補助金	円
イ 補助事業者等負担金	円
(内訳) 寄附金	円
借入金	円
ウ 合計	円
  - (3) 施工期間
 

ア 契約年月日	年 月 日
イ 着工年月日	年 月 日
ウ 竣工年月日	年 月 日
  - (4) その他添付書類
    - ア 工事請負契約書(原本写)
    - イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し(領収書等の写し)
    - ウ 建物内外主要部分写真(工事着工前及び着工後)
    - エ その他市長が必要と認める書類

(令和元年12月24日揭示済)

奈良市告示第433号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年奈良市告示第335号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童扶養手当の支給を受けていること又は」を削る。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座

第3条第2号中「前号」を「前3号」に改め、「指定する講座」の次に「(第2号及び前号に掲げる講座については、専門資格の取得を目的とする講座に限る。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座

第4条第1項第1号中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない者」を「一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、「一般教育訓練給付金」の次に「若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象者のうち受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者 教育訓練経費の60パーセントに相当する額(その額が修学年数に200,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に200,000円を乗じて得た額)。ただし、その額が800,000円を超える場合の交付額は800,000円とし、12,000円を超えない場合は交付しないものとする。

第6条第2項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「である場合」の次に「(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」を加え、同号の次に次の1号

を加える。

(3) 当該申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額）を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第8条第1項中「の翌日から起算して1月」を「（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給対象

者）にあっては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日）に改め、同項第1号中「及び第2号に規定する」を「から第3号までに掲げる」に改め、同項第4号中「一般教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に、「教育訓練給付金（一般教育訓練）」を「教育訓練給付金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、同項に規定する期限によることを要しない。

別記第1号様式中「一般教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に、

⑦児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) <span style="float:right">㊟</span>
---------------	--

を

⑦申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	氏名 (生年月日)	申請者の地方税上の扶養親族	住所(別居の場合のみ)
	氏名	該当有 ・ 該当無	
	年月日(歳)		
	氏名	該当有 ・ 該当無	
	年月日(歳)		
	氏名	該当有 ・ 該当無	
⑧児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) <span style="float:right">㊟</span>		

に改め、同様式(注)

第2項を次のように改める。

2 交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の60%相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に20万円を乗じた額(限度額は80万円)です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。

別記第1号様式(注)第5項中「受講終了日の翌日から起算して1月以内」を「受講修了日後」に改め、同様式(注)第7項中「⑦」を「⑧」に改め、同項を同様式(注)第8項とし、同様式(注)第6項の次に次のように加える。

7 「⑦申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次に掲げる要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではないこと。

(2) 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をい

う。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。

別記第2号様式(注)第2項を次のように改める。

2 交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の60%相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に20万円を乗じた額(限度額は80万円)です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金若しくは特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が交付されます。

別記第2号様式(注)第5項中「受講終了日の翌日から起算して1月以内」を「受講修了日後」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年12月26日揭示済)

#### 奈良市告示第434号

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「児童扶養手当の支給を受けていること又は」を削る。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる場合は、4年を上限とする。

第5条第1号ア中「(寡婦(寡夫)控除の適用を受けたものとみなした場合に市町村民税が非課税となる婚姻歴のない母又は父(以下「みなし寡婦(夫)」という。)及び母子家庭等自立支援給付金等に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者(みなし寡婦(夫)を含む。)」を「及び母子家庭等自立支援給付金等に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)」に、「地方税法(昭和25年法律第226号)」を「同法」に改め、「100,000円」の次に「(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については月額140,000円)」を加え、同号イ中「70,500円」の次に「(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については月額110,500円)」を加え、同条第2号中「みなし寡婦(夫)」を「寡婦等のみなし適用対象者」に改める。

第7条第1項第2号中「写し」の次に「(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)に限る。)」を加え、同項第3号中「書類」

の次に「(当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類)」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 訓練促進給付金交付申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本並びに当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第7条第2項第2号中「写し」の次に「(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)に限る。)」を加え、「とする。」を削り、同項第4号中「一時金」を「修了支援給付金」に改め、「とする。」を削り、「限る。)」の次に「(当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類)」を加え、同項第7号を次のように改める。

(7) 修了支援給付金交付申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額)を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

別記第1号様式の3中



附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年12月26日揭示済)

奈良市告示第435号

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

事業実施要綱（平成29年奈良市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「児童扶養手当の支給を受けていること又は」を削る。

第7条第2項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「である場合」の次に「(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該ひとり親家庭の親が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額）を証明する書類等当該事実を明らかにする書類

第9条第1号及び第10条第1号中「及び第2号に規定する」を「から第3号までに掲げる」に改める。

別記第1号様式中

⑧保護者署名 (申請者が児童の場合)	(保護者氏名) ㊟	を
⑨児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (保護者氏名) ㊟	

⑧申請者と生計を一にする子の氏名等(注8参照)	氏名 (生年月日)	申請者の地方税上の扶養親族	住所(別居の場合のみ)	に改め、同様式(注)
	氏名	該当有 ・ 該当無		
	年月日(歳)	該当有 ・ 該当無		
	氏名	該当有 ・ 該当無		
	年月日(歳)	該当有 ・ 該当無		
	氏名	該当有 ・ 該当無		
⑨保護者署名 (申請者が児童の場合)	(保護者氏名) ㊟			
⑩児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名) ㊟			

第8項中「⑨」を「⑩」に改め、同項を同様式(注)第9項とし、同様式(注)第7項の次に次の1項を加える。

8 「⑧申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次に掲げる要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は

父ではないこと。

(2) 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和元年12月26日揭示済)

#### 奈良市告示第436号

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域自治協議会立ち上がり支援交付金交付要綱(平成31年奈良市告示第153号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(平成30年奈良市告示第168号。以下「設置要綱」という。)第2条に規定する協議会」を「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。)第2条第8号に規定する地域自治協議会」に、「規則」を「補助金規則」に改める。

第2条中「設置要綱第7条」を「条例第2条第8号」に改める。

第5条及び第7条中「規則」を「補助金規則」に改める。

第8条中「設置要綱第9条」を「奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則(令和元年奈良市規則第40号。以下「協議会規則」という。)第9条第1項の規定による認定」に、「又は設置要綱第10条の解散」を「若しくは協議会規則第10条の規定による解散の届出」に改める。

附則

この告示は、令和元年12月26日から施行する。

(令和元年12月26日揭示済)

#### 奈良市告示第437号

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱を廃止する告示

奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(平成30年奈良市告示第168号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和元年12月26日から施行する。

(令和元年12月26日揭示済)

#### 奈良市告示第438号

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域自治協議会準備交付金交付要綱(平成30年奈良市告示第169号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市地域自治協議会の設置及び認定等に関する要綱(平成30年奈良市告示第168号)第2条に規定する協議会」を「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例(平成21年奈良市条例第34号)第2条第8号に規定する地域自治協議会」に、「同要綱第6条第1項」を「奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則(令和元年奈良市規則第40号)第4条第1項」に改める。

附則

この告示は、令和元年12月26日から施行する。

(令和元年12月26日揭示済)

## 公 営 企 業

#### 奈良市企業局管理規程第8号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月2日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和60年奈良市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「1年以内ごとに」を「毎年」に、「定期に、」を「以上定期に」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年12月2日揭示済)

#### 奈良市企業局管理規程第9号

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月12日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市排水設備指定工事店等に関する規程(平成26年奈良市企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破

産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

第6条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第4号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。

第9条第2項第1号中「第5号」を「第6号」に、「及び第8号」を「又は第9号」に改め、「掲げる」の次に「いずれかの」を加える。

第12条第1項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第12条第1項第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和元年12月12日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月26日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第31条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第31条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第32条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第34条第5項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500

	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
再任用職員以外の職員	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			

	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

## 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程別表第1の規定を適用する場合において

は、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程別表第1の規定に基づいて支給された給与（奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年奈良市企業局管理規程第19号。以下「平成29年改正規程」という。）附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規程別表第1の規定による給与（平成29年改正規程附則第10項から第12項までの規定に基づいて支

給された給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(令和元年12月26日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第15号

奈良市立学校特認校制度に関する要綱を次のように定める。

令和元年12月27日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市立学校特認校制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進し、児童生徒の豊かな人間性を培うための教育活動を展開する奈良市立小学校及び中学校(以下「特認校」という。)において教育を受けることを希望する者に対し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)第8条の規定に基づき、就学すべき小学校又は中学校の指定を変更する制度(以下「特認校制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(特認校)

第2条 小学校における特認校は、奈良市立田原小学校とする。

- 2 中学校における特認校は、奈良市立田原中学校とする。  
(就学条件)

第3条 特認校への就学を希望する児童生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)及び保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童生徒及びその保護者が、市内(小学校における特認校への就学を希望する場合は田原小学校、柳生小学校、興東小学校、月ヶ瀬小学校及び都祁小学校の通学区域を除き、中学校における特認校への就学を希望する場合は田原中学校、興東館柳生中学校、月ヶ瀬中学校及び都祁中学校の通学区域を除く。)に住所を有していること。
- (2) 児童生徒及びその保護者が、特認校が定める教育理念等の内容を理解及び賛同し、特認校への就学について意欲があること。
- (3) 保護者の責任と負担において、当該児童生徒を通学させること。
- (4) 児童生徒は特認校への就学を開始した日から当該児童生徒が当該特認校を卒業する年度の3月31日までの間、当該特認校に就学すること。ただし、保護者の転勤その他やむを得ない事情があるときは、この限りで

はない。

- (5) その他、教育委員会及び当該特認校の指示に従うこと。

(就学時期)

第4条 特認校への就学の開始時期は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(募集学年及び人数)

第5条 特認校が受け入れる学年及び人数は、当該特認校の児童生徒数等を勘案し、教育委員会と当該特認校の校長が協議して定める。

(申請方法等)

第6条 特認校への就学を希望する保護者は、教育委員会が定める期間内に、特認校就学申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)及び誓約書(別記第2号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 申請書を提出した保護者及びその児童生徒は、就学を希望する特認校の校長と面談を行うものとする。

(特認校の校長による副申)

第7条 特認校の校長は、申請書の内容及び前条第2項の面談により、その児童生徒及び保護者が第3条に規定する就学の条件を満たしているかどうかについて、就学校変更に係る副申書(別記第3号様式)により教育委員会に副申を行うものとする。

- 2 前項の副申を行った後に、申請内容が事実と異なる場合その他第3条に規定する就学の条件と異なる事由が生じた場合は、当該特認校の校長は、特認校変更に係る副申の取消報告書(別記第4号様式)により副申を取り消すことができる。

(審査及び通知)

第8条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、児童生徒の特認校への就学の可否について審査し、その結果を特認校就学許可通知書(別記第5号様式)又は特認校就学不許可通知書(別記第6号様式)により当該申請を行った保護者(以下「申請者」という。)、当該特認校の校長及び当該児童生徒が在籍する学校の校長に通知するものとする。

(就学許可の取消)

第9条 教育委員会は、申請内容が事実と異なる場合その他第3条に規定する就学の条件と異なる事由が生じた場合は、就学許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取り消しをしたときは、特認校就学許可取消通知書(別記第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(公開抽選)

第10条 第8条の規定による就学の決定を行おうとする児童生徒の人数が第5条に規定する学年ごとの受入人数を超えた場合は、教育委員会は、公開の抽選によって受け入れる児童生徒を決定するものとする。

(進学の特例)

第11条 第2条第1項の特認校に就学し、卒業した児童

は、特に希望する場合は、当該特認校の通学区域内の中学校に就学することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特認校制度の実施

に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

(宛先) 奈良市教育委員会

特認校就学申請書

私は、特認校の設置趣旨を理解し、下記の者を特認校に就学させたいので、申請いたします。

年 月 日

保護者氏名 (印)

記

ふりがな	生年月日	性別
就学を希望する 児童生徒氏名	年 月 日生	
住所	〒	
ふりがな		本人との続柄
保護者氏名		
連絡先 (電話番号)		
現在の就学校(園)	立 学校 こども園・幼稚園・保育園(年長)	学年 学校
就学を希望する 特認校	奈良市立	学校
申請理由		

第2号様式(第6条関係)

(宛先) 奈良市教育委員会

誓約書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

私は、特認校への就学にあたり、下記事項その他の奈良市立学校特認校制度に関する要綱に規定する事項を遵守することを誓約いたします。本誓約内容を遵守できない場合は、奈良市立学校特認校への就学許可を取り消されても異議はありません。

記

1. 就学を希望する児童生徒及び保護者が、奈良市内に居住しています。
2. 通学する特認校の教育活動等に賛同し、協力します。
3. 通学は、保護者の責任と負担において安全に行います。
4. 原則として、卒業までの間、就学を希望する特認校で就学します。

第3号様式(第7条関係)

(宛先) 奈良市教育委員会

就学校変更に係る副申書

下記のとおり、保護者から児童生徒を本校へ就学させたい旨の申請があり、奈良市立学校特認校制度に関する要綱第3条に定める就学の条件を以下のとおり確認しましたので、副申します。

年 月 日

奈良市立

学校長 (印)

記

ふりがな	生年月日	性別
就学予定の 児童生徒氏名	年 月 日生	
住所	〒	
ふりがな	本人との続柄	
保護者氏名		
現在の就学校(園)	立	学校 学年 子ども園・幼稚園・保育園(年長)

- ・就学の条件を満たしていることを確認しました。
- ・就学の条件を満たしていないことを確認しました。

※いずれかに○をつける。

第5号様式(第8条関係)

様

年 月 日

奈良市教育委員会 印

特認校就学許可通知書

次とおり、特認校への就学を決定したので通知します。

ふりがな	生年月日	性別
就学予定の 児童生徒氏名	年 月 日 生	
希 望 校	奈良市立	学 校
就学期日	年 月 日	学 年 第 学 年
備 考		

第4号様式(第7条関係)

(宛先) 奈良市教育委員会

特認校変更に係る副申の取消報告書

下記の児童生徒について、副申を取り消します。

年 月 日

奈良市立 学校長 印

記

ふりがな	生年月日	性別
就学予定の 児童生徒氏名	年 月 日 生	
住 所	〒	
ふりがな	本人との続柄	
保護者氏名		
現在の就学校(園)	立	学 校 学 年 こども園・幼稚園・保育園(年長)
取消理由		

第6号様式(第8条関係)

様

年 月 日

奈良市教育委員会 印

第7号様式(第9条関係)

様

年 月 日

奈良市教育委員会 印

特認校就学不許可通知書

次のとおり、特認校への就学を不許可としたので通知します。

ふりがな	生年月日	性別
就学予定の 児童生徒氏名	年 月 日	
希 望 校	学 年	学 年
奈良市立	学 校	学 校
立	こども園・幼稚園・保育園(年長)	
不許可理由		

(注) 余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

特認校就学許可取消通知書

次のとおり、特認校への就学許可を取り消しましたので通知します。

ふりがな	生年月日	性別
就学予定の 児童生徒氏名	年 月 日	
学 校 名	学 年	学 年
奈良市立	学 校	学 年
取消理由		

(注) 余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(令和元年12月27日揭示済)

### 農業委員会

#### 奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月25日

奈良市農業委員長 巽 一孝

奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する告示

奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程(平成27年奈良市農業委員会告示第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農業委員会委員選挙人名簿の調製の時期に」を「次項及び第3項に定めるところにより」に改める。

第7条中「全国農業会議所により定められた時期において」を「全国農業会議所が定める方法により」に改める。

第10条中「。以下「請求書」という。」を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別記第2号様式を次のように改める。

#### 農地台帳記録事項要約書

日  
月  
年  
奈良市農業委員会

所在	登記	現況
地目	登記	現況
面積	農振法	
地域区分	都市計画法	
	生産緑地法	
所有者	農地に關する意向	
	整理番号	
耕作者(賃借者)	賃借権等権利設定の内容	権利の種類 存続期間
農地中間管理	中間管理権	
	遊休農地かどうか	
遊休農地関係(利用状況調査等)	利用状況調査日	
	所有者等の確知の状況	
	所有者等を確知できない旨の公示を行った日	
	遊休農地の所有者等の意向	
遊休農地関係(利用意向調査等)	利用意向調査日	
	農地中間管理機構との協議の勧告日	
	農地中間管理機構を設定すべき旨の知事裁定日	
遊休農地関係(周辺地域への支障の除去等の措置)	措置命令日	
	所有者等を確知できない場合に市町村長が措置を行う旨の公示を行った日	

附 則

この告示は、令和元年12月25日から施行する。  
(令和元年12月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月25日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する告示  
奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程（平成29年奈良市農業委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」に改める。

第1条中「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」に、「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

第2条中「評価委員会」を「選考委員会」に、「評価」を「選考」に改める。

第3条第1項中「評価委員会」を「選考委員会」に改め、同条第3項第1号中「総務部長」を「総合政策部長」に改め、同項第3号中「農林課長」を「農政課長」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 一般社団法人 奈良県農業会議事務局長

第4条第1項、第5条、第7条及び第8条中「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

附 則

この告示は、令和元年12月25日から施行する。  
(令和元年12月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員の選任に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月25日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市農業委員の選任に関する規程の一部を改正する告示

奈良市農業委員の選任に関する規程（平成29年奈良市農業委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「評価」を「選考」に改め、同条中「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」に、「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

第9条中「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

附 則

この告示は、令和元年12月25日から施行する。  
(令和元年12月25日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月25日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する告示

奈良市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成29年奈良市農業委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「評価」を「選考」に改め、同条中「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」を「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」に、「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

第10条中「評価委員会」を「選考委員会」に改める。

附 則

この告示は、令和元年12月25日から施行する。  
(令和元年12月25日揭示済)